



洛友中学校の生徒の
皆さんの作品
(水彩及び貼り絵)

下京みゅーじあむ

写真、絵、書、短歌・俳句などを募集しています。区民の皆様の自慢の作品をお寄せください。

▼写真 四つ切以下の作品 ▼絵 官製はがきの裏面に描いたものも可 ▼書 半紙以下の作品 ▼短歌・俳句 作品にはふりがなをふってください。

注意事項 掲載された方に、記念品を差し上げます。作品は下京区民による自作品の未発表作品とし、原則として返却しません。

応募方法 住所・氏名・電話番号・年齢を記入した紙を作品に添付のうえ、〒600-8588下京区役所総務課「下京みゅーじあむ」係 ☎371・7164、FAX 351・4439 まで。

質量計定期検査を行います

公正な取引の確保のため取引・証明に使用される質量計は、2年に1回、定期検査を受けなければなりません。表の日程で、ひょう量500kg以下の質量計の検査を行いますので、受検してください。

☎ 計量検査所 ☎861-1731

検査日	検査会場
4月5日(月)	元格致小学校
6日(火)	六条院小学校
7日(水)	六条院小学校
8日(木)	洛央小学校
※12日(月)	洛友中学校
13日(火)	梅小路小学校
14日(水)	西大路小学校
15日(木)	七条第三小学校
19日(月)	植柳小学校
※20日(火)	京都市中央農協
21日(水)	淳風小学校
22日(木)	七条小学校
26日(月)	光徳小学校

時間 午前10時～午後2時30分(ただし、※印の12日は午後2時まで、20日は午後0時30分まで)

3月3日に、「市民憲章推進者区長表彰式」が行われました。市民憲章は、市民の守るべき規範として、昭和31(1956)年に、市民の皆さんの参加のもとに制定されました。市では、毎年定める推進テーマと実践目標に沿って、いろいろな活動を通して、市民憲章を率先して実践された皆さんを表彰しています。今回、区長表彰を受けられた皆さんを紹介いたします。

△順不同・敬称略▽

市民憲章推進者区長表彰

22人に授与

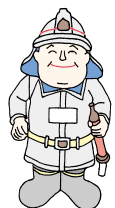
共に進めよう
「地域力」を生かしたまちづくり



伏木 久子(尚徳)
松本 直通(植柳)
南出 令子(有隣)
渡邊 榮蔵(修徳)
佐倉 道彦(修徳)
岡 高明(醒泉)
荒賀 唯治(醒泉)
田中 弘三(淳風)
山崎 四郎(豊園)
林 紀子(格致)
下村 修(成徳)

小泉 京子(稚松)
中尾喜久子(稚松)
深田美代子(稚松)
阪本 嘉一(菊浜)
井越 保(大内)
砂田 久忠(光徳)
矢野 悦子(七条第三)
竹中 尚代(七条第三)
伊藤 勝巳(西大路)
加藤きよ子(西大路)
中村 春好(西大路)

けすぞう君の防災 Q&A



こんにちは、けすぞう君です。
今日は、119番通報要領や応急手当についてお話をします。

●平成21年中の救急事故出動状況

平成21年中に京都市内で救急隊が出動した件数は70,011件で、ここ数年は減少傾向にありましたが、一昨年と比較して824件の増加となりました。これは、昨年に発生した新型インフルエンザの影響もあるかと思われます。1日平均では約192件で、約7分30秒に1回出動したことになります。下京区内においては6,567件(1日平均約18件)で、こちらも243件の増加となりました。

事故種別では「急病」が最も多く、出動件数の約6割を占めています。

Q 119番で救急隊を要請する場合に注意することは何ですか。

A 次の点に注意してください。

1. 何が起こったかを伝える。
2. 場所(住所・目標)を正確に伝える。
3. 現在の状況を伝える。「交通事故で1名けが人がいます」「腹痛を起こし苦しんでいます」など。
4. 名前と電話番号を伝える。
5. 携帯電話で通報した場合は、その場を移動したり、電源を切



知って安心! 応急手当

6. 急にしゃべれなくなったり、指令員の声が聞こえなくなった場合は、電話を切らずに受話器や近くの物をたたくなどで異変を知らせる。

Q 救急隊到着までの間、何をすればよいのですか。

A 119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまで、全国平均で約7分かかります。その間に、その場に居合わせた人が協力して、素早い応急手当を実施することが必要です。特に、大きなけがや病気の急変で心臓や呼吸が止まった方は、この数分間が生死を分けることとなりますので、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)による処置を行うことが重要です。

●応急手当の知識を身につけましょう。

救急隊が到着するまでの間に、AEDの使用を含めた応急手当が素早く実施できるように、講習会を随時開催しています。事業所や地域などでの開催も可能です。ぜひ、受講されることをお勧めします。

【普通救命講習(3時間): 無料】

【上級救命講習(8時間): 無料】

【応急手当普及員講習(3日間): 有料】

※詳しくは、下京消防署救急係まで。

もうつけましたか? 住宅用火災警報器
今お住まいの住宅には、平成23年5月31日までに設置が必要です。

☎ 下京消防署 ☎361-4411



安心安全の まちかど



☎ 下京区生活安全推進協議会 ☎371-7170
七条警察署生活安全課 ☎342-0110(代表)

春の全国交通安全運動

期間 4月6日(火)～15日(木)

さわやかに 笑顔でゆする 京の道

街頭啓発 4月8日(木) 午前11時～正午

J R京都駅前広場にて

☎ まちづくり推進課 ☎371-7170

所有資産(土地・家屋)の評価を確認できます

次の通り、固定資産税の納税者の方が所有される資産と同一区にある土地または家屋の価格などを記載した縦覧帳簿をご覧いただけます。

期間 4月1日(木)～30日(金) 午前8時30分～午後5時 ※土・日、祝日を除く

場所 資産所在地の区役所・支所

対象者と必要なもの

●固定資産税の納税者(所有者) 納税通知書(お持ちでない場合は、運転免許証や健康保険証など本人確認書類)

●相続人 戸籍謄本などの確認書類と本人確認書類

●納税管理人及びその代理人 委任状と本人確認書類

審査の申出 価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課または課税課固定資産税担当です。

☎ 固定資産税課 ☎371-7197

固定資産税の縦覧